

診療報酬明細書等の開示請求をされる方へのお知らせ（本人用）

石塚硝子健康保険組合では、診療報酬明細書等の開示請求があった場合、診療上の支障が生じないこと等を確認したうえで開示しています。

「診療報酬明細書等開示請求書」を提出される方は、あらかじめ、この「お知らせ」をご覧ください、必要書類等をお持ちのうえ、手続きされるようお願いいたします。

1. 開示請求ができる方

開示請求ができるのは、次のいずれかに該当される方に限ります。

- (1) 開示請求を行う診療報酬明細書等に記載されている被保険者及び被扶養者本人（であった方を含む。）
- (2) (1)の方が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人
- (3) (1)の方から開示請求をすることにつき委任を受けた代理人（任意代理人）

2. 開示請求に当たって必要な書類等

石塚硝子健康保険組合の事務所へ、開示請求ができる方本人が直接、次の書類等をお持ちのうえ手続きしてください。

- (1) 「診療報酬明細書等開示請求書」（様式1）
- (2) 開示請求を行う方の本人確認ができる書類（詳細は次頁のとおり）
※ 窓口における開示請求の手続きが困難な場合については、郵送による手続きも可能です。

3. 開示請求を行う方の本人確認

開示請求ができるのは上記1の該当者本人に限っており、また、手続き等に当たって、開示請求をされる方本人であることを確認するため必要書類の提示を求めています、これは、あくまでも個人のプライバシーを保護する観点から欠かせないこととありますのでご理解をお願いします。

4. 開示請求を行う場合の手数料について

開示請求の手数料は、1件300円となります。開示請求後に発行する請求書にもとづき、指定口座へ振込をお願いします。その際の振込手数料は、開示請求者のご負担となります。

5. 保険医療機関等に対する事前確認

診療報酬明細書等の開示に当たっては、本人の診療上支障が生じないことを、当該保険医療機関等に事前に確認する必要があります。

従って、開示することについて支障があると判断された診療報酬明細書等は、開示できませんのでご理解をお願いします。

6. 診療内容に係わる照会

石塚硝子健康保険組合では、診療内容についての照会に対してはお答えできませんのでご了承ください。

7. 開示決定等の事務処理

- (1)開示（不開示）決定の通知は、開示請求書類を受理し、手数料の納付が確認できてから、おおよそ1か月程度で行ないます。開示の郵送代金は請求される方のご負担となりますのでご了承ください。
- (2)開示が決定した場合、決定通知書と一緒に「開示の実施方法等申出書」をお渡しします。
- (3)開示方法については、「開示の実施方法等申出書」で指定された方法により交付します。なお、郵送による交付を希望される場合は、書留郵便にて「親展」扱いによる送付となります。

8. 部分開示・不開示決定について

部分開示・不開示決定の場合は、決定通知書に理由を記載してお知らせします。

9. その他

- (1)診療報酬明細書等は、保険医療機関等が保険診療に要した費用を保険請求するする為に、一定の基準に従って記載されるものであり、保険診療外のものなど必ずしも診療内容の全てが記載されているものではないことをご理解願います。
- (2)開示請求があった診療報酬明細書等について、何らかの事情によりその存在が確認できない場合には、開示できないことをご了承願います。
- (3)調剤報酬明細書を開示する場合においては、保険薬局へ事後的にお知らせすることについてご了承ください。

**「診療報酬明細書等の開示請求書」を提出の際
開示請求をされる方の本人確認に必要な書類**

運転免許証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、年金手帳（年金証書）、共済年金証書、恩給証書、印鑑登録証明書等請求書に記載された氏名、住所（居所）が同一であることを確認できるもの

【上記以外に必要な書類】

開示請求をされる方が、被保険者又は被扶養者本人の場合（であった方を含む）

- ◎ 婚姻等のため、開示請求書の提出時の氏名と開示請求をする診療報酬明細書等の診療時の氏名が異なる場合は、旧姓等の確認できる書類を添付してください。

開示請求をされる方が、被保険者又は被扶養者本人が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人の場合

- ◎ 被保険者又は被扶養者が、未成年者又は成年被後見人であること、及び開示請求される方が親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを確認できる次のいずれかの書類（開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る）
- (1)戸籍謄本（抄本）
 - (2)住民票
 - (3)登記事項証明書
 - (4)家庭裁判所の証明書
 - (5)その他法定代理人関係を確認し得る書類

開示請求をされる方が、被保険者又は被扶養者本人が開示請求をするにつき委任をした代理人（任意代理人）の場合

- ◎ 被保険者又は被扶養者が、開示請求をするについて委任をした代理人であることが確認できる次に掲げるいずれの書類（開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る）
- (1)被保険者又は被扶養者本人の署名・押印（実印）のあるレセプト開示請求にかかる「委任状」
 - (2)委任状に押印された印の印鑑登録証明書

※ 郵送により開示請求を行う場合については、上記書類の写しに加え、住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る）を提出していただくことにより確認することになります。

問合せ先 石塚硝子健康保険組合 087-37-2410

(様式1)

(表面)

診療報酬明細書等開示請求書 (本人用)

年 月 日 提出

石塚硝子健康保険組合理事長 殿

受付整理番号 _____

請求者欄	氏名	(フリガナ) _____ 印	男女	_____	年 月 日 生
	住所	〒 _____ 都道府県	_____ 郡市区	_____ 町村	(電話) _____ - _____
	受診者との関係 開示(交付)の方法	1. 本人 2. 法定代理人 3. 任意代理人			窓口交付による 開示実施希望日
		1. 窓口交付を希望 2. 郵送による交付を希望			年 月 日

※「氏名」欄は、必ず請求者本人が署名してください。

なお、本人確認書類に印鑑登録証明書を提出する場合のみ登録されている印を押印してください。(その他の場合は、押印の必要はありません。)

※「住所」欄は、請求者が提示又は提出した書類等に記載された現住所を記入し、また、地番アパート名等まで詳しく記入してください。

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり診療報酬明細書等の開示を請求します

受診者欄	氏名	(フリガナ) _____	男女	_____	年 月 日 生
	住所	〒 _____ 都道府県	_____ 郡市区	_____ 町	(電話) _____ - _____
	診療時における被保険者証の記号番号	被保険者・被扶養者の別	*		
		1. 被保険者 2. 被扶養者	氏名:	_____	年 月 日 生
	*被保険者証の記号番号が不明の場合のみ記入してください	事業所名:	_____	所在地:	_____

※受診当時の氏名を記入してください。

※開示請求者が本人の場合は、「氏名、性別、生年月日及び住所」欄の記入の必要はありません。

※所在地は、市区町村名まで記入してください。

診療年月	診療報酬明細書等区分
年 月 診療分	1. 医科入院 2. 医科入院外 3. 歯科 4. 調剤 5. その他
保険医療機関等名	(所在地)
年 月 診療分	1. 医科入院 2. 医科入院外 3. 歯科 4. 調剤 5. その他
保険医療機関等名	(所在地)
年 月 診療分	1. 医科入院 2. 医科入院外 3. 歯科 4. 調剤 5. その他
保険医療機関等名	(所在地)
年 月 診療分	1. 医科入院 2. 医科入院外 3. 歯科 4. 調剤 5. その他
保険医療機関等名	(所在地)

受付日付印

受領者(請求者)署名

※受領の際にご記入下さい。

(裏面)

※以下の各欄は記入する必要がありません。

A 依頼者の本人 確認書類	1. 運転免許証 2. 健康保険被保険者証 3. 船員保険被保険者証 4. 国民健康保険被保険者証 5. 共済組合員証 6. 外国人登録証明書 7. 住民基本台帳カード 8. 旅券 (パスポート) 9. 年金手帳 (年金証書) 10. 共済年金証書 11. 恩給証書 12. その他 ()
---------------------	--

B 法定代理人の確 認書類	1. 戸籍謄本 (抄本) 2. 住民票 3. 登記事項証明書 4. 家庭裁判所の証明書 5. その他 ()
---------------------	---

C 任意代理人の確 認書類	1. 被保険者又は被扶養者本人の署名・押印のあるレセプト開示請求にかか る「委任状」 2. 委任状に押印された印の印鑑登録証明書
---------------------	--

* Cの書類は、2点とも必要。

診 療 報 酬 明 細 書 等 摘 要 欄				
整 理 番 号	—	—	—	—
	—	—	—	総枚数 枚